令和3年12月定例会 厚生文教常任委員会 資料 議 案 番 号 : 議 案 第 9 6 号 所管課名:教育委員会事務局 社会教育スポーツ課

## 甲賀市公民館条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

老朽化した甲賀市鮎河公民館の移転に伴い、甲賀市公民館条例の一部を改正 するものです。

## 2 改正の概要

(1) 甲賀市鮎河公民館の移転に伴い、位置を「甲賀市土山町鮎河1212番地 1」とし、使用料を改めることとします。

【別表第1及び別表第2関係】

(2) この条例は、令和4年4月1日から施行するものとします。

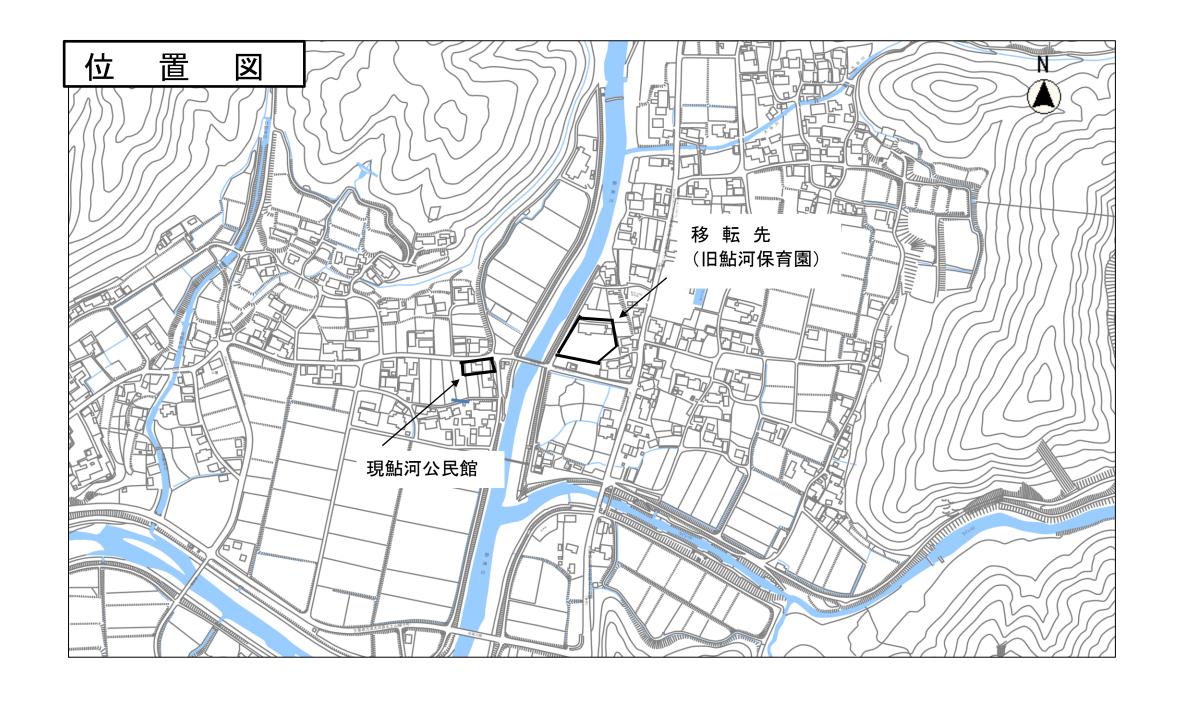
【付則第1項関係】

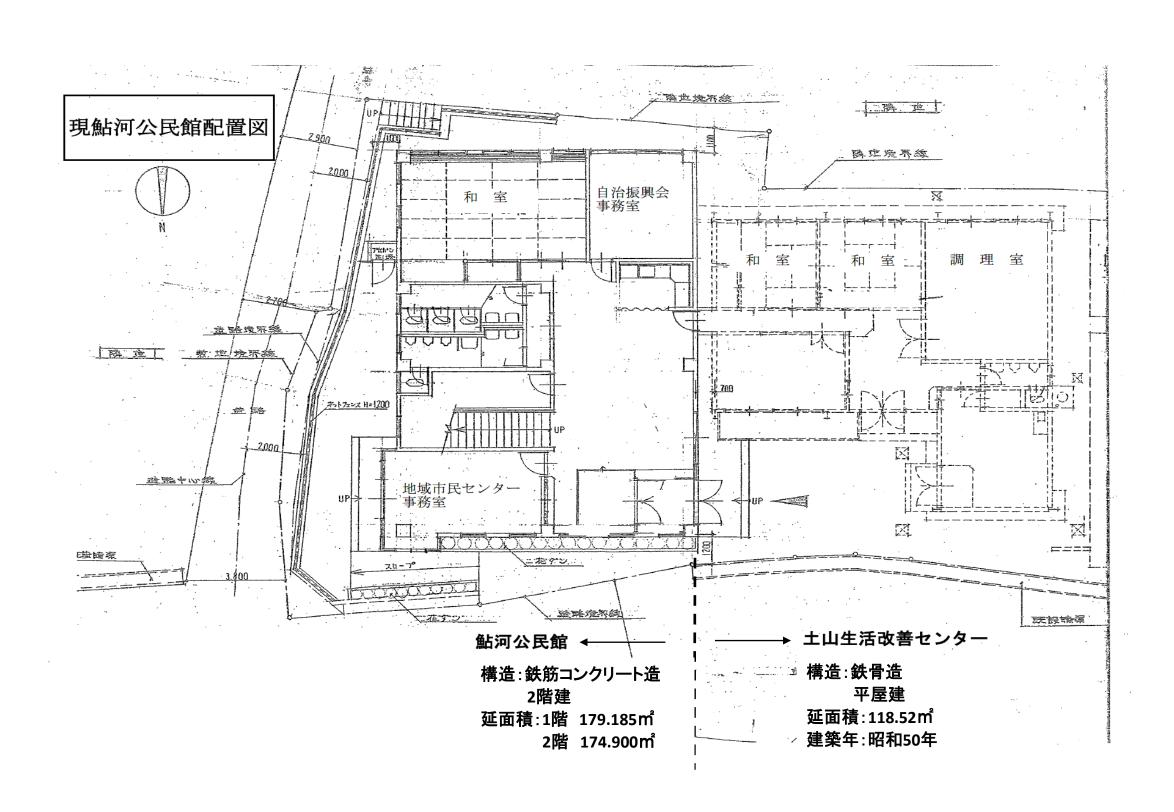
(3) 甲賀市農業振興センター条例の一部について、「甲賀市土山生活改善センター」の名称及び位置並びに使用料を削ることとします。

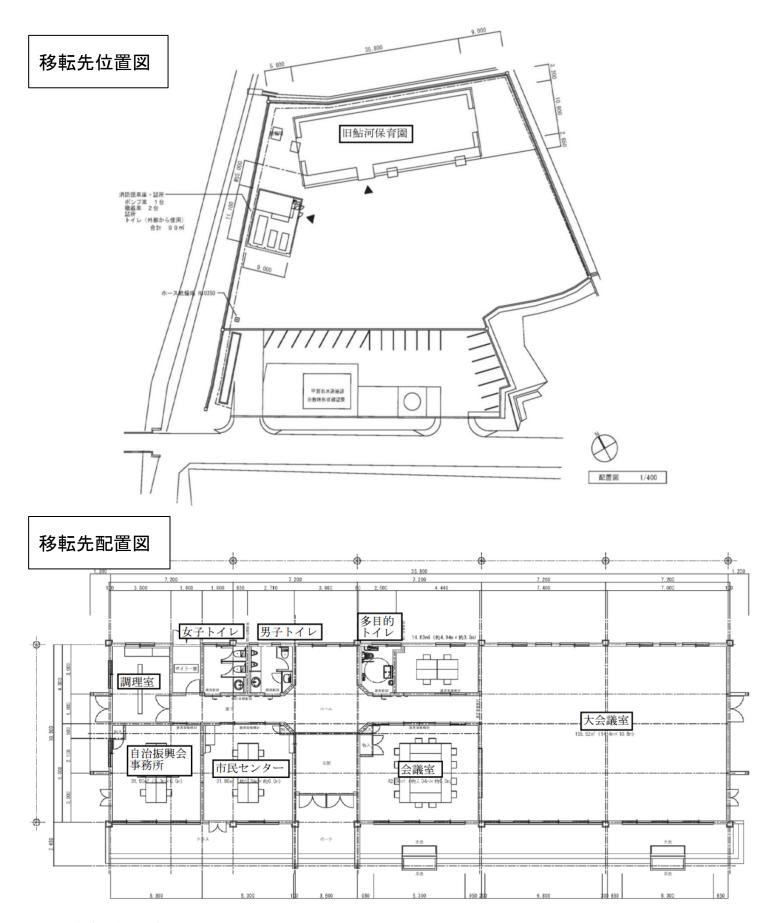
【付則第2項関係】

(4) 甲賀市地域市民センター設置条例の一部について、位置を「甲賀市土山町 鮎河1212番地1」に改めることとします。

【付則第3項関係】







構造:鉄骨造平屋建 延面積:379.95 m<sup>2</sup>

建築年:平成3年(今年度改修中)

改修費: 85, 995, 800 円